

小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する任意協議会 第3回会議の予定

1. 日 時

平成29年1月24日（火） 午後1時30分から5時まで

2. 場 所

小田原市役所 大会議室

3. 議 事

(1) 協議事項

【合併関係項目】

合併の方式について

合併の時期について

(2) 報告事項

【総括的項目】

広報事業の実施状況について

【合併関係項目】

新市まちづくり市民懇話会の構成について

合併の効果と課題に関する調査の結果について

【広域連携関係項目】

新たな広域連携体制に係る検討状況について

「合併の方式」に係る検討資料（新設合併と編入合併の違い）

区分	新設合併	編入合併
定義	2以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置くことで市町村の数の減少を伴うもの。	市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うもの。
法人格	両市の法人格が消滅し、新たな法人格が発生する。	編入される市の法人格が消滅する。
市の名称	新たに定める。	（規定なし）
事務所（本庁舎）の位置	新たに定める。	（規定なし）
特別職職員（市長、副市長、各種審議会委員等）	両市の特別職職員は、全て失職する。 合併から50日以内に、新市の市長選挙を行う。 新市の市長以外の特別職職員は、新市の議会で同意を得る。	編入される市の特別職職員は、全て失職する。
一般職職員	両市の職員は、全て失職するが、引き続き合併後の市の職員としての身分を保有するよう措置される。	編入された市の職員は、全て失職するが、引き続き編入する市の職員としての身分を保有するよう措置される。
議会の議員	両市の議員は、全て身分を失う。 あらかじめ新市の議員定数を定め、合併から50日以内に、設置選挙を行う。 〈特例措置〉 両市の議員の身分について、特例措置（在任特例）を適用できる。	編入される市の議員は、全て身分を失う。 〈特例措置〉 編入される市の議員の身分について、特例措置（在任・定数特例）を適用できる。
条例・規則	両市の条例・規則は全て失効する。	編入される市の条例・規則は全て失効する。
予算編成	合併後、選挙により市長及び議員が選出され、議会が設置されるまでの間は、暫定予算を編成し、予め定めた職務代理者が執行する。	（規定なし） 先行例では、編入される市に関する予算については、協議結果に従い、編入する市の市長が専決処分し執行している。